

## 国内ではどんな取組が行われているの？

日本国内では、環境省をはじめとする関係府省が連携して、POPs対策を進めています。具体的な対策としては、以下のような取組を行っています。

POPs条約で掲げる物質の製造、輸入及び使用の禁止については、非意図的に排出されるダイオキシン類を除く全ての物質について、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」や「農薬取締法」などにより規制しています。

ごみ焼却などに伴って発生するダイオキシンなど非意図的生成物については、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、排出規制を行うとともに、各発生源別のダイオキシン類の排出量の目録（排出インベントリ）を整備し、2012年8月には「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」を改定するなど、様々な対策を行っています。

また、ストックパイルや廃棄物の適正な管理及び処理については、次のような取組を行っています。

使用が停止されて回収・保管されているPCB廃棄物については、保管、処分等についての規制や処理体制の整備などを目的として「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」を制定するとともに、2019年12月には「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」を改定し、広域的な処理体制の整備を進めるなど、必要な対策を講じています。

過去に埋設された廃農薬については、環境汚染が生じないようにするため、2008年に策定した「埋設農薬調査・掘削等マニュアル」に基づき、適切な管理がなされるよう指導しているほか、無害化処理技術の検討を進めています。

さらに、廃農薬やPOPs含有廃棄物について環境上適正な処理を確保するために必要な技術的留意事項の取りまとめも進められています。

環境中のPOPsによる汚染状況の把握については、国内における大気、水、底質、野生生物などの濃度を定期的に測定することによりモニタリング（監視）を行っています。新たにPOPs条約の対象となった物質については、環境中濃度の測定方法の開発も行っています。

この他、POPsに関する情報整理、対応技術の整備などを積極的に行っています。

